

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全な避難経路を確保するため、道路等に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却工事又は建替工事に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造（れんが、石、コンクリートブロック等）の塀その他これに類する塀をいう。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミニウム製フェンス、生け垣その他これに類するものをいう。
- (3) 道路等 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成8年広島県策定）により設定される緊急輸送道路、海田町地域防災計画に定める避難路、海田町耐震改修促進計画に定める避難路等並びに海田町（以下「町」という。）内の小学校又は中学校の通学路（当該避難路又は通学路に至る合理的な経路を含む。）のうち国、地方公共団体その他公的機関が管理するものをいう。
- (4) 所有者等 ブロック塀等の所有者（区分所有に係る建物の敷地の用に供されている土地（以下「共用土地」という。）に設置されているブロック塀等にあつては、当該ブロック塀等の管理を行う法人その他の団体の代表者、共有に係る土地に設置されているブロック塀等にあつては当該共有者を代表する者）又は管理者をいう。
- (5) 町税等 住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい、その延滞金を含む。
- (6) 除却工事 敷地内における補助対象ブロック塀等（次条に規定する補助対象ブロック塀等をいう。）の全てを除却する工事をいう。
- (7) 建替工事 除却工事及び当該除却工事により除却するブロック塀等に代わる軽量フェンス等を新設する工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、町の区域内に存するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国，地方公共団体その他公的機関が所有するものでないもの
- (2) 道路等に面するもの
- (3) 道路等の路面からの高さ（擁壁の上に築造されたブロック塀等については，当該擁壁の上端からの高さ）が0.6 m以上となる部分を有するもの
- (4) 別表の基準により危険性を有するものと認められるもの
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）の規定に明らかに違反していないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の所有者等
- (2) 町税等の滞納がない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助対象者が行う補助対象ブロック塀等の除却工事又は建替工事のうち，国土交通省社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）に適合して行われるものとする。

- 2 建替工事により新設する軽量フェンス等は，建築基準法その他法令の規定に違反しないものでなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は，予算の範囲内において，補助対象事業に要する費用（補助対象ブロック塀等の延長1メートルにつき80,000円を乗じて得た額を上限とする。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とし，次の各号に定める工事ごとに当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 補助対象ブロック塀等の除却工事 150,000円
- (2) 補助対象ブロック塀等の建替工事 300,000円（除却工事及び新設工事について，それぞれ150,000円を上限とする。）

(他の補助金との関係)

第7条 補助対象事業について、他の国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいい、同条第4項に規定する間接補助金等を含む。以下「他の補助金等」という。）の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の対象としない。ただし、補助対象となる部分が明確に区分可能な場合で、他の補助金等の対象部分を除く部分についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、工事請負契約が同一である事業において、国、地方公共団体その他公的機関から他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の対象としない。

(事前の協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事前に町長と協議を行うものとする。

(交付の申請)

第9条 申請者は、補助対象事業の着手の前に、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の安全性等に係るチェックリスト（別記様式第2号）
- (2) 補助対象ブロック塀等の敷地の用に供されている土地又は当該土地を敷地とする建物に係る登記事項証明書（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。）又は補助対象ブロック塀等の所有者が確認できる書類
- (3) 補助対象ブロック塀等の管理者が申請する場合にあっては、所有者の同意書又は管理の権原を有することを証する書類
- (4) 申請者に町税等の滞納がないことを証する書類（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 補助対象ブロック塀等が共用土地に設置されている場合にあっては、当該区分所有に係る建物の区分所有者の同意書、補助対象ブロック塀等の管理を行う法人その他の団体の総会の議決書の写しその他補助対象事業について当該区分所有者の同意が得られていることを証する書類
- (6) 補助対象ブロック塀等が共有されている場合にあっては、共有者全員の同意書

- (7) 付近見取図及び配置図（補助対象ブロック塀等の存する敷地及び当該補助対象ブロック塀等の位置を記載したもの）
 - (8) 補助対象ブロック塀等の高さ、延長、厚さ、材質その他形状等を記載した図面
 - (9) 補助対象ブロック塀等の現況写真（補助対象ブロック塀等の全体及び傾き、著しいひび割れ又は損傷その他の損傷の有無その他の状況を確認できるように撮影したもの）
 - (10) 補助対象事業に要する費用の見積書及び当該見積金額の内訳書の写し（当該書類を作成した者の押印があるものに限る。）
 - (11) 建替工事に係る申請にあつては、新設する軽量フェンス等の高さ、延長、厚さ、基礎の大きさ、材質その他形状等を記載した図面
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報目的外利用により必要な情報を町が利用することについて申請者が同意した場合、申請者は、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。
- 3 第1項の規定による申請は、一団の土地につき1回に限り行うことができる。
- （交付決定等）

第10条 町長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、補助金を交付する旨を決定（以下「交付決定」という。）したときは、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しない旨を決定したときは海田町ブロック塀等安全確保事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。この場合において、同条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定しない旨を決定する。

- (1) 交付決定の前に補助対象事業に係る工事請負契約を締結し、又は工事に着手した場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、交付決定が不相当と認められる事由がある場合
- 2 町長は、交付決定を行う場合は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- （変更の承認等）

第11条 補助事業者（交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、交付決定に係る補助金の交付を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、海田町ブロック塀等安全確保事業変更承認申請書（別記様式第5号）に変更の内容を明らかにする書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、海田町ブロック塀等安全確保事業変更承認通知書（別記様式第6号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、海田町ブロック塀等安全確保事業中止（廃止）届出書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る交付決定は、その効力を失うものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の交付決定があった日の属する年度（町の会計年度をいう。）の2月末日のいずれか早い日までに、海田町ブロック塀等安全確保事業実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業に係る工事の着手前、作業中及び完了後の状況を撮影した写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（是正の要求）

第13条 町長は、前条の報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるため必要な措置を講ずることを求めることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、第12条の規定による報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金額確定通知書（別記様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を町長に提出し、補助金の交付の請求をしなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（調査及び報告等）

第17条 町長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況その他補助金に関する事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（交付決定の取消し）

第18条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 前項の規定は、第14条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定取消通知書（別記様式11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 前条の規定により交付決定を取り消した場合であって、既に交付した補助金があるときは、町長は、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金返還命令書（別記様式第12号）により、当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

（仕入れに係る消費税額の控除に関する報告等）

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後において、交付を受けた補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象事業に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計金額をいう。以下この条において同じ。）が消費税及び地方消費税の申告により確定した場合は、遅滞なく、当該消費税仕入控除税額について、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第13号）により町長に報告しなければならない。

2 前条の規定は、前項に規定する場合において返還すべき補助金の額があるときについて準用する。

（帳簿書類の整備）

第21条 補助事業者は、当該補助事業の実施並びにその収入及び支出に関する帳簿及び書類を整備し、これらを当該補助事業が完了した日（補助事業を廃止したときは、その届出をした日）の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第22条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 町長は、交付決定の後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（指導及び助言）

第23条 町長は、補助事業者及び補助事業の工事施工者に対し、ブロック塀等及び軽量フェンス等の安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

ブロック塀等の安全性に係る基準

1 補強コンクリートブロック造の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さが道路等の路面等から2.2m以下
(2)	厚さ	塀の厚さが10cm以上
		塀の高さが2.0mを超え2.2m以下の場合は15cm以上
(3)	控え壁	塀の高さが1.2mを超える場合、塀の延長3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある
(4)	基礎	基礎がある
(5)	健全性	傾き、著しいひび割れ又は損傷等がない

2 組積造（れんが、石、コンクリートブロック等）の塀の場合

項目		基準
(1)	高さ	塀の高さは道路等の路面等から1.2m以下
(2)	厚さ	塀の厚さは高さの1/10以上
(3)	控え壁	塀の厚さが高さの15/100未満の場合、塀の延長4.0m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある
(4)	基礎	基礎がある
(5)	健全性	傾き、著しいひび割れ又は損傷等がない

別記

様式第 1 号（第 9 条関係）

（第一面）

年 月 日

海田町長 様

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書

申請者 住 所
氏 名
電話番号 （ ） ー

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金の交付を受けたいので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の種別 ☐ 除却工事 ☐ 建替工事
- 2 交付申請額 金 円
- 3 補助対象事業に要する費用の見積額 金 円

交付申請額の算出方法	計算式	金 額
補助対象事業に要する費用の見積額	除却…(A) 新設…(B)	円 円
上記の 2/3（1,000 円未満切捨て、 各々150,000 円を限度とする）	A×2/3…(C) B×2/3…(D)	円 円
交付申請額	C+D	円

4 補助対象ブロック塀等の概要

所 在 地	海田町
築 造 の 時 期	☐ 年 月 頃 ☐ 不明
除 却 す る ブ ロ ッ ク 塀 等 の 種 別 及 び 構 造	☐ 補強コンクリートブロック造 ☐ 組積造 ☐ その他（ ） ・高さ m ・延長 m ・厚さ c m
新 設 す る 軽 量 フ ェ ンス 等 の 種 別 及 び 構 造	☐ ネットフェンス ☐ アルミニウム製フェンス ☐ 生け垣 ☐ その他（ ） ・高さ m ・延長 m ・厚さ c m

※該当する項目の□欄に「✓」を記入してください。

5 補助対象事業の実施期間

自（着手予定日） 年 月 日
至（完了予定日） 年 月 日

(第二面)

6 工事施工者

施 工 者 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	() -
建 設 業 の 許 可	大 臣 ・ 知 事 許 可 (特 ・ 般 -) 第 号
解体工事業の登録	知 事 (登 -) 第 号

7 添付書類一覧

種 別	番号	書類名	チェック欄
共 通	(1)	ブロック塀等の安全性等に係るチェックリスト (別記様式第2号)	☐
	(2)	ブロック塀等の存する土地又は建物に係る登記 事項証明書(3か月以内に発行されたものに限 る)その他所有者が確認できる書類(申立書 等)	☐
	(3)	申請者とブロック塀等の所有者が異なる場合、 所有者の同意書	☐
	(4)	申請者に町税等の滞納がないことを証する書類 (3か月以内に発行されたものに限る)	☐
	(5)	区分所有者全員の同意書又はブロック塀等の管 理を行う法人又は団体の総会の議決書の写し等	☐
	(6)	ブロック塀等の共有者全員の同意書	☐
	(7)	付近見取図及び補助対象ブロック塀等の配置図 (敷地における位置を示したもの)	☐
	(8)	ブロック塀等の形状等を示す図面 (立面図, 断面図 等)	☐
	(9)	ブロック塀等の現況写真(全体及び傾き, 著し いひび割れ又は損傷等の状況を撮影したもの)	☐
	(10)	補助対象事業に要する費用の見積書及び内訳書 の写し(押印のあるものに限る)	☐
建替工事	(11)	軽量フェンス等の形状等を示す図面 (配置図, 立面図, 断面図, 基礎伏図 等)	☐

※この申請書に添付した書類のチェック欄の□に「✓」を記入してください。

【個人情報目的外利用同意欄】

私は、添付書類一覧に示す書類のうち番号(4)について、税務課及び長寿保険課が保有している個人情報をまちデザイン課が利用することに同意します。

申請者(署名) _____ (年 月 日生)

※上欄により同意した場合は、番号(4)の書類の添付が省略できます。

様式第2号（第9条関係）

ブロック塀等の安全性等に係るチェックリスト

1 安全性の点検

☐ 補強コンクリートブロック造の塀

点検項目		内 容	点検結果		
			はい	いいえ	不明
(1)	高 さ	塀の高さが道路等の路面等から 2.2m 以下	☐	☐	☐
(2)	厚 さ	塀の厚さが 10cm 以上	☐	☐	☐
		塀の高さが 2.0m を超え 2.2m 以下の場合は 15cm 以上	☐	☐	☐
(3)	控え壁	塀の高さが 1.2m を超える場合、塀の延長 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある	☐	☐	☐
(4)	基 礎	基礎がある	☐	☐	☐
(5)	健全性	傾き、著しいひび割れ又は損傷等がない	☐	☐	☐

☐ 組積造（れんが、石、コンクリートブロック等）の塀

点検項目		内 容	点検結果		
			はい	いいえ	不明
(1)	高 さ	塀の高さは道路等の路面等から 1.2m 以下	☐	☐	☐
(2)	厚 さ	塀の厚さは高さの 1/10 以上	☐	☐	☐
(3)	控え壁	塀の厚さが高さの 15/100 未満の場合、塀の延長 4.0m 以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある	☐	☐	☐
(4)	基 礎	基礎がある	☐	☐	☐
(5)	健全性	傾き、著しいひび割れ又は損傷等がない	☐	☐	☐

[点検要領]

- ・補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀のいずれかの□に「✓」を記入し、該当する塀のみ点検してください。
- ・点検結果欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかの□に「✓」を記入してください。判断できない場合は「不明」の□に「✓」を記入してください。

2 位置等の確認

確認項目	確認内容	確認結果	
		はい	いいえ
位 置	緊急輸送道路、避難路又は町内の小学校又は中学校の通学路に面している	☐	☐
	上記が「いいえ」の場合、これらに至る合理的な経路のうち、国、地方公共団体等が管理するものに面している	☐	☐
高 さ	道路等の路面からの高さ（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁の上端からの高さ）が 0.6m 以上となる部分がある	☐	☐

[確認要領]

- ・確認結果欄の該当する箇所について、「はい」又は「いいえ」のいずれかの□に「✓」を記入してください。

指令 第 号
年 月 日

様

海 田 町 長 印

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海田町ブロック塀等安全確保事業補助金については、次のとおり交付することにしたので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ海田町ブロック塀等安全確保事業変更承認申請書（別記様式第 5 号）を町長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、海田町ブロック塀等安全確保事業中止（廃止）届出書（別記様式第 7 号）を町長に提出すること。

3 その他

- (1) 補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のうちいずれか早い日までに、海田町ブロック塀等安全確保事業実績報告書（別記様式第 8 号）を提出すること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により交付決定を取り消し、及び交付した補助金の返還を命ずることがある。

ア 補助金の交付条件又は海田町補助金等交付規則に違反したとき。

イ 町の承認なく補助対象工事を中止し、又は町長において補助事業遂行の見込みがないと認めたとき。

ウ 補助金をこの決定に係る補助事業以外の経費に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。

エ 補助金の経理の状況が不適切と認めたとき。

オ 補助対象工事の実施方法が補助金の交付の趣旨に沿わないと認めたとき。

指令 第 号
年 月 日

様

海 田 町 長 印

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海田町ブロック塀等安全確保事業補助金については，次のとおり交付しないことにしたので，海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により通知します。

不交付の理由

年 月 日

海田町長 様

海田町ブロック塀等安全確保事業変更承認申請書

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号 () -

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた海田町ブロック塀等安全確保事業について、次のとおり変更したいので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称

_____年度海田町ブロック塀等安全確保事業

2 変更の内容

☐ 事業内容の変更

()

☐ 交付決定額の変更

	交付申請額	補助対象事業に要する費用
変更前	円	円
変更後	円	円

☐ 補助事業の実施予定時期の変更

	自	至
変更前	年 月 日	年 月 日
変更後	年 月 日	年 月 日

※該当する変更内容の□に「✓」を記入してください。

3 変更の理由

()

指令 第 号
年 月 日

様

海 田 町 長 印

海田町ブロック塀等安全確保事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった海田町ブロック塀等安全確保事業の変更については、次のとおり承認したので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

1 変更の内容

2 交付金額

変更前 金 円

変更後 金 円

3 変更の承認に係る交付の条件

年 月 日

海田町長 様

海田町ブロック塀等安全確保事業中止（廃止）届出書

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号 () -

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた海田町ブロック塀等安全確保事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により届出します。

1 補助事業の名称

_____年度海田町ブロック塀等安全確保事業

2 中止（廃止）の理由

()

年 月 日

海田町長 様

海田町ブロック塀等安全確保事業実績報告書

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号 () -

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた海田町ブロック塀等安全確保事業が完了したので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の名称

_____年度海田町ブロック塀等安全確保事業

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 交付決定額

金 _____ 円

4 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業に係る工事の着手前、作業中及び完了後の状況を撮影した写真
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

指令 第 号
年 月 日

様

海 田 町 長 印

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった海田町ブロック塀等安全確保事業に係る補助金の額について、次のとおり確定したので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 確 定 額 金 円

年 月 日

海田町長 様

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付請求書

補助事業者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号 () —

年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定の通知のあった海田町ブロック塀等安全確保事業について、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・金 庫 支所・出張所			
預 金 種 別 口 座 番 号	普 通 ・ 当 座						※右詰めで記入 すること。	
フリガナ								
口座名義人								

指令 第 号
年 月 日

様

海 田 町 長 印

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した海田町ブロック塀等安全確保事業補助金については，海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 1 8 条第 1 項の規定により，次のとおり取り消したので，同条第 3 項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の交付金額 金 円
- 3 取消の理由

様式第 1 2 号（第 1 9 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

海 田 町 長 印

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金返還命令書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した海田町ブロック塀等安全確保事業について，海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 1 9 条第 1 項の規定により，次のとおり返還を命ずる。

1 返還すべき額 金 円

2 返還期日 年 月 日

年 月 日

海田町長 様

海田町ブロック塀等安全確保事業補助金消費税仕入控除税額報告書

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号 （ ） —

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた海田町ブロック塀等安全確保事業に係る消費税仕入控除税額が確定したので、海田町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱第 2 0 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の名称

_____年度海田町ブロック塀等安全確保事業

2 消費税仕入控除税額

区 分	金 額
(1) 補助金の確定額	円
(2) 交付申請又は実績報告の際に減額した消費税仕入控除税額	円
(3) 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
(4) 補助金返還相当額（(3)の額から(2)の額を差し引いた額）	円

3 添付書類

補助金返還相当額の積算に係る内訳書